

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第254号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年3月12日 11時00分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市 汐出磯灯標から真方位139°300m付近 (概位 北緯34°00.3′ 東経132°47.2′)	
事故等調査の経過	平成21年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二南城丸、19トン 260-30477広島、有限会社大形汽船 B はしけ 南城2号、長さ35m×幅10m×深さ3.5m なし、有限会社大形汽船	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 船底部凹損及び擦過傷、プロペラ先端曲損 B 船底部凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船は船長が1人で乗り組み、船首約1.0m、船尾約2.5mの喫水で、2人が乗り組み、土砂約300m <sup>3</sup> を積載して、船首約2.5m、船尾約2.7mの喫水となったB船を押して愛媛県浅海漁港内を航行中、平成21年3月12日11時00分ごろ、A船及びB船の船底部が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押して、海図に詳細な水深の記載のない浅海漁港内を航行する際、水深の詳細な調査を行っていなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船を押して浅海漁港内を航行中、水深の詳細な調査を行っていなかったため、両船が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	